

平成29年4月
大阪市住宅供給公社
担当：住宅整備課
(電話：06-6882-7045)

簡易プロポーザルの実施方法について

大阪市住宅供給公社(以下、公社という。)が発注する市営住宅等の外壁改修工事(外壁部分改修等含む)にかかる監理業務委託事務所の選定については、簡易プロポーザル方式にて実施しています。

公社では、簡易プロポーザル参加者の負担軽減と、選定事務の効率化を促進するため、平成26年5月1日以降の契約案件から次の方法にて簡易プロポーザルを実施しています。

[選定方法]

- 簡易プロポーザルは、年度当初に一括して実施します。
- 審査は、工事監理者等の実績審査と面接による能力審査を実施します。
- 過去5年間に2年以上(年度単位)の公社発注の外壁改修工事監理業務実績がある工事監理者は、原則、面接を免除することができます。ただし、前回の面接から3年以上経過している者、または、過去の工事監理業務実績が不良な場合は免除の対象外とします。
- 適正な業務水準を確保するため、審査の成績が不良な工事監理者は、不合格とします。
- 審査合格者は、受託候補者として成績上位から順番に受託候補者名簿に登録します。
- 工事監理業務委託事務所の選定は、委託案件の発生毎に受託候補者名簿の上位から順番に指名し、受託の諾否を確認したうえで決定します。
- 簡易プロポーザル申込みが可能な工事監理者の資格要件は、下記の要件①及び②に適合する方とします。
 - ① 2級又は1級建築士の資格を有し、平成29年4月1日現在、70歳以下の健康な方
 - ② 工事監理業務委託に設計変更資料の作成等が含まれているため、CAD(JWW)による図面作成及びエクセルによる表作成・数量明細書等の作成ができる方

簡易プロポーザルへの参加を希望する設計事務所には、簡易プロポーザルに参加する工事監理者の届出に関する案内を送付します。